

船舶事故調査報告書

平成26年12月4日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年6月24日 19時45分ごろ
発生場所	長崎県長崎市大曇島 ^{おおひき} 南方沖 長崎市所在の大曇島大瀬 ^{おおひきしまおおせ} 灯台から真方位180° 4.5海里（M） 付近 （概位 北緯32° 48.2′ 東経129° 32.6′）
事故調査の経過	平成26年6月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 貨物船 正輝丸 ^{しょうき} 、198トン 128596、有限会社松崎海運 51.89m×10.50m×5.30m、鋼 ディーゼル機関、661kW、平成2年6月26日 B 漁船 第十八恵比須丸 ^{えびす} 、19トン NS2-10539（漁船登録番号）、株式会社勉水産 19.15m（Lr）×4.62m×1.78m、FRP ディーゼル機関、736kW、平成5年11月6日 第292-47324号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 75歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和43年1月12日 免状交付年月日 平成21年12月4日 免状有効期間満了日 平成27年1月31日 B 船長B 男性 48歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年1月9日 免許証交付日 平成24年10月2日 （平成30年1月8日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首部のハンドレールに曲損、右舷船首部外板に擦過傷 B 右舷中央部外板に割損、操舵室上部のハンドレール及びマスト等に曲損

<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aほか2人が乗り組み、平成26年6月24日19時15分ごろ、船長Aが一等航海士から船橋当直を引き継ぎ、航海灯を表示し、約9.5ノット(kn)の対地速力で自動操舵により、大墓島南西方沖を東南東進した。</p> <p>船長Aは、当直を交替した際、3Mレンジとしたレーダーで周囲の状況を確認し、周囲に他船の映像を認めず、その後は、目視により見張りを行っていたところ、他船を認めなかったため、周囲に他船はいないものと思った。</p> <p>船長Aは、メーカーの担当者が訪船した際に持参していたレーダーのカタログが気になっており、衝突の約10分前に操舵室左舷後部の畳敷きのところで後方を向いて立ち、同カタログを見始めた。</p> <p>A船は、船長Aが、レーダーのカタログを見終わり、操舵スタンドの後方に戻って前方を見たところ、船首方間近にB船の白いマスト等を認め、機関を後進にかけたものの、19時45分ごろ大墓島南方沖において、A船の右舷船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bほか2人が乗り組み、長崎県五島列島周辺の漁場に向かっていたところ、船団の漁ろう長から錨泊して待機するように指示を受け、大墓島南方沖において、15時ごろから錨泊を開始した。</p> <p>B船は、船長Bが、航行中の船舶が錨泊中のB船を避けるものと思い、操舵室後部の寝台で横になって休憩し、他の乗組員2人が船体後部の船員室で休憩し、大墓島南方沖において錨泊中、B船とA船とが衝突した。</p> <p>船長Bは、衝撃で目を覚まし、B船が左舷側に傾くので、操舵室から外を見たところ、A船の船首部が見えたことから、A船と衝突したことを知り、機関を後進にかけ、その後、両船が離れた。</p> <p>A船及びB船は、互いの損傷状況及び負傷者の有無などの確認を行い、船長Aが118番に通報し、海上保安部の巡視船が到着した後、A船は自力航行して長崎市長崎港に入港し、B船は修理のため、自力航行して長崎県佐世保市の造船所に向かった。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約2～3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏 日没時刻：19時34分、常用薄明終了時刻：20時02分</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、2台搭載しているレーダーの1台が、本事故の約1週間前から故障しており、本事故当日の朝、メーカーの担当者は、訪船して故障の状況を確認するとともに、レーダーのカタログを置いて行った。</p> <p>B船は、15時ごろ錨泊を開始した後、錨泊中を示す法定の形象物又は灯火を表示していなかった。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A 船は、大墓島南方沖を東南東進中、船長Aが、前方に他船はいないものと思い込み、気になっていたレーダーのカタログを見ていたことから、船首方間近に接近してB船に気づき、機関を後進にかけたものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、大墓島南方沖で錨泊中、船長Bが、航行中の船舶が錨泊中のB船を避けるものと思い、操舵室後部の寝台で横になって休憩していたことから、A船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、日没後の薄明時、大墓島南方沖において、A船が東南東進中、B船が錨泊中、船長Aがレーダーのカタログを見ており、また、船長Bが操舵室後部の寝台で横になって休憩していたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。 ・ 錨泊中であっても周囲の見張りを適切に行い、接近する船舶に対しては、有効な音響による信号により、注意喚起を行うこと。 ・ 錨泊する際は、錨泊中を示す法定の形象物又は灯火を表示すること。

付図1 事故発生経過概略図

